

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第27号)

(平成26年3月10日)

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年7月23日付け尼業第1460号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分1」という。）及び平成24年7月20日付け尼契第2590号の2で行った公文書部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分2」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立人の異議申立書及び意見書等の主張要旨は次のとおりである。

1 異議申立書の主旨

市の発注する公共事業は市税を原資とするため、その業者名、支出負担内容等については、適正さが求められるため、当然情報公開の対象になると考えられる。

現に、工事入札は尼崎市ホームページ上で業者名、予定価格、最低制限価格等を含めた開札結果が公開されており、業務委託についても、業者名、支出負担行為額を公開した事例（平成19年度じん芥搬送業務及び発泡スチロール減容機管理業務に係る委託契約の締結について）があり、公開により当該法人の利益等を害するおそれがあるとは考えられない。また以降の入札に支障が出るとは考えられない。

更に、支出負担行為額及び最低制限価格抵触につき失格した者の入札金額については、当該入札者は認知しているため、市のみが所有する機密には当たらない。

2 意見書等の主旨

(1) 公開すべきと考える理由

ア 税を原資とする公共事業については、適正な支出が求められているのは当然であり、その根拠となる適切な積算が行われるかを確認することが必要である。

イ 高価であれば、税の無駄遣いの恐れがあり、廉価であれば品質の確保に支障が生じる恐れがあるため、積算基準を明確に示す必要がある。

ウ 特に廃棄物処理委託に関しては、公法上の規定が適用されるため、非公開であれば適法性が確認できない。

(2) 公開されている事例

ア 尼崎市において、工事及び設計業務委託については、開札結果が公開されている。

イ 尼崎市において、廃棄物処理業務委託について公開された前例がある。なお、この開示によって、当該入札における偽計業務妨害が発覚している。

ウ 他市における同様の業務委託では、入札通知段階で予定価格と最低制限価格が明示されている。

(3) 不開示理由についての疑義

ア 公開による談合行為の誘発は、情報公開請求の対象業務だけに懸念されるのか。そうであれば、その理由は何か。そうでないならば、工事で公開する理由は何か。むしろ、公開にすることによって、官製談合を防止できるのではないか。

イ 情報公開請求の対象業務を、収集地区、ごみ種、収集回数その他の仕様を同一のまま反復して入札した事例はあるのか。

ウ 入札時に公示と同様、明細を付した設計書を提出させれば、入札参加業者は適切な見積を行うのではないか。そもそも、尼崎市はこのような詳細な設計に基づく積算を行っているのか。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の不開示理由説明及び意見聴取時の主張要旨は次のとおりである。

1 本件部分開示決定処分1

(1) 業者名について

開示請求対象文書のうち不開示となっている業者名は、開示請求対象文書である「平成21年度一般家庭ごみ収集運搬委託(A～Q地区)の実施について」(以下「21年度決裁文書」という。)に添付されている「一般家庭ごみ収集運搬業務委託のあり方について(基本方針)」内にある報告書「平成19年度一般家庭ごみ収集運搬委託業務の検証結果について(報告)」(以下「検証結果報告」という。)の検証結果中に記載されている委託業者名である。この不開示としている部分は、平成19年度一般家庭ごみ収集運搬委託業務の処理状況の「指導件数」部分であり、公にすることにより、当該委託業者が他の業務等において、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、当該部分について不開示としたものである。

(2) 支出負担行為額等について

開示請求対象文書のうち不開示となっている支出負担行為額、設計金額及び設計書に関する部分を開示した場合は、業者は自社の見積額との比較により市における積算の概要を伺い知ることができ、また同委託業務はほぼ反復的に行われる業務であることから、今後の入札において、予定価格に近い見積りが可能となり、業者の入札価格の高止まりをもたらすおそれがある。よって、結果として実施機関の業務発注において不利益をもたらす、ひいては市民にも不利益をもたらす結果を招くことが考えられることから、当該部分について不開示と判断したものである。

2 本件部分開示決定処分2

(1) 開示請求対象文書である「入札経過調書」のうち、設計金額、予定価格及び最低制限価格に抵触して失格となった者の入札金額を不開示としている。

(2) 今回の情報公開請求の対象となった業務は、その性質上、基本的に同一の仕様で毎年反復継続して行われることが容易に想定されることから、不開示となっている業務委託に係る設計金額等が公開された場合には、入札参加業者において、これを基に将来の設計金額等を推測することが

容易になると考える。したがって、これを公開することは、入札参加業者の真剣な見積努力を無にするとともに、秘密として管理している入札情報を知り得ることによる談合行為の誘発、予定価格付近での入札価格の集中をもたらす恐れがあるものである。

- (3) このことは、自由で公正な競争を通じて予算の効率的な運用を図り、市民・納税者の利益を最大に実現するという入札事務の目的を失わせ、将来の入札事務の公正もしくは円滑な執行に著しい支障を及ぼすものとする。
- (4) また、国（総務省及び国土交通省）から公共工事の入札等に係る予定価格の事前公表と最低制限価格の事前公表については、入札業務に及ぼす弊害を踏まえて取りやめるようにとの通知（以下「国からの通知」という。）があり、本市では予定価格及び最低制限価格の事前公表は取りやめている。
- (5) 工事入札は、建物・橋梁・道路・管渠等の複雑かつ堅牢な構造物を完成させることを目的とするものであり、発注する案件ごとに各々構造は異なるものであるから、事後に公開された予定価格及び最低制限価格から、将来における工事入札の予定価格及び最低制限価格を類推するおそれはない。一方、開示請求対象文書に係る業務は、工事に比して極めて単純かつ簡易で反復継続的に行われることから、同業務の入札においては、事後であっても予定価格及び最低制限価格を公表すれば、次回以降の入札における予定価格や最低制限価格を類推できることから、公共工事の事前公表と同様の考え方で、予定価格及び最低制限価格を不開示としている。

第4 審査委員会の判断

1 本件部分開示決定処分1の不開示項目の整理

開示請求対象文書のうち不開示となっている項目について、本審査委員会で確認したところ次のとおりであった。

(1) 業者名について

開示請求対象文書のうち不開示となっている業者名は、実施機関が主張するとおり、検証結果報告中に記載されている平成19年度一般家庭ごみ収集運搬委託業務を受託した業者のうち尼崎市から業務遂行上指導を受けた業者名である。

(2) 支出負担行為額、負担行為額、今回執行何額、設計金額、設計書について

ア 開示請求対象文書である21年度決裁文書に記載されている支出負担行為額は、同文書に添付されているA地区からQ地区に分かれている支出負担行為決議書（以下「各支出負担行為額決議書」という。）に記載されている負担行為額の合計額と同額である。また、同文書に添付されているA地区からQ地区に分かれている執行何書兼請負契約締結依頼書（以下「各執行何書兼請負契約締結依頼書」という。）に記載されている今回執行何額は、対応する各支出負担行為決議書に記載されている負担行為額と同額である。

イ 各執行何書兼請負契約締結依頼書に記載されている今回執行何額と設計金額の関係は、設計金額に消費税額を加算した金額が今回執行何額である。すなわち今回執行何額はほぼ設計金額

と同じといえる。

ウ 開示請求対象文書である設計書については、相応に積算された内容で設計されており、またその内容が一度公開されると、公表されている人口等各種統計資料などから次回以降の設計金額を容易に類推し積算可能な内容となっている。

2 本件部分開示決定処分2の不開示項目の整理

開示請求対象文書のうち不開示となっている項目について、本審査委員会で確認したところ次のとおりであった。

(1) 設計金額と予定価格について

ア 開示請求対象文書であるA地区からQ地区に分かれている入札経過調書（以下「各入札経過調書」という。）に記載されている設計金額は、対応する各執行伺書兼請負契約締結依頼書に記載されている設計金額と同額である。

イ 実施機関によると、各入札経過調書に記載されている設計金額と予定価格の関係は、設計金額に一定の法則に基づいて算出した価格が予定価格である。すなわち設計金額と予定価格は密接な関係にあり、仮に設計金額を事前公表して入札を数回実施すると、予定価格を容易に類推できることから、設計金額は予定価格に類するものと考えられる。

(2) 最低制限価格等について

ア 各入札経過調書に記載の最低制限価格は、同文書に記載のある予定価格から算出する価格である。

イ 各入札経過調書に記載のある業者の応札額のうち、不開示となっているのは、最低制限価格に抵触した応札額である。

3 判断

(1) 業者名

入札による開札結果は、異義申立人の主張するとおり、工事に係る開札結果は応札業者名も含めて尼崎市のホームページで公開されている。また、工事以外の入札においても、入札室前にファイル形式で備え付けて公開している。しかしながら、不開示となっている業者名は、前述のとおり尼崎市から業務遂行上指導を受けた業者名であることから、公にすることにより、当該受託業者が他の業務等において、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第3号アに規定する「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」の不開示情報に該当する。よって業者名の不開示は妥当である。

(2) 負担行為額、今回執行伺額、設計金額、予定価格

ア 実施機関から提出のあった国からの通知は、公共工事に係る予定価格等の事前公表について、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力が損なわれること、談合が一層容易に行われる可能性があることの弊害を踏まえ、取りやめるようにとの

内容である。

イ 工事入札については、建物・橋梁・道路・管渠等の構造物を完成させることを目的とするものであり、発注する案件ごとに各々構造は異なるものであり、予定価格を事後公開しても、将来における工事入札の予定価格等を推定されるおそれはない。

ウ 一方、開示請求対象文書に係る業務である一般家庭ごみ収集運搬業務については、仕様書や設計書を本審査委員会で確認したところ、案件ごとに内容が異なる工事とは違い、実施機関が主張しているとおり、今後も反復継続して行われる業務であることから、大きな状況の変化がない限り、今後も同様の設計が行われ、金額も大差なく推移すると考えられる。すなわち、予定価格等を事後公開した場合であっても、その効力は事前に公開した場合とほぼ同じと考えられる。

エ 従って、一般家庭ごみ収集運搬業務委託の入札において、予定価格を事後公開した場合は、国からの通知にある公共工事にかかる事前公表と同様に適正な競争が行われにくくなることや、談合が一層容易に行われる可能性があるという弊害が想定される。よって、予定価格の開示は条例第7条第6号イに規定する「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の不開示情報に該当することから不開示は妥当である。

オ 設計金額は予定価格に類するものであり、また負担行為額、今回執行何額とほぼ同様のものであることから、設計金額、負担行為額、今回執行何額の不開示は予定価格同様に妥当である。

カ なお、予定価格等の不開示については、諮問のあった一般家庭ごみ収集運搬業務委託の入札に係る予定価格等の判断であり、委託業務については、個々に判断が必要であることを付記しておく。

(3) 設計書

一般家庭ごみ収集運搬業務委託の設計書は一度公開されると、公表されている人口等各種統計資料などから次回以降の設計金額を容易に類推できる内容となっていることから、予定価格と同様に不開示は妥当である。

(4) 支出負担行為額

21年度決裁文書に記載されている支出負担行為額は、各支出負担行為額決議書に記載されている負担行為額の合計額と同額である。また一般家庭ごみ収集運搬業務委託の設計は人口等の統計資料があれば次回の設計が可能となることから鑑みれば、支出負担行為額がわかれば、A～Qの地区毎の人口等の統計資料により各地区の設計金額をある程度類推することができると思われる。よって、支出負担行為額も予定価格と同様に不開示は妥当である。

(5) 最低制限価格、最低制限価格に抵触した応札額

ア 国からの通知では、最低制限価格等の事前公表についても、最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、取りやめるようにとの内容になっている。

イ また、昨年新聞報道によると、大阪市水道局の水道管敷設工事の設計業務の入札において、

平成22年度に設計が完了した入札の最低制限価格の積算方法を情報公開請求の対象としたところ、請求が相次ぎ1,000件近くに上り、請求者全てが設計コンサルタントであった。そして、平成23年度と同設計業務の入札では約7割が落札価格と最低制限価格が一致し、平成24年度では約8割が一致する結果となっている。これは、積算方法を取得したことにより事前に最低制限価格を推定し、その推定した最低制限価格で応札されたと考えられる。すなわち、事前に最低制限価格が公開されていれば、さらにこの傾向は進むと考えられる。

ウ 一般家庭ごみ収集運搬業務委託の最低制限価格は設計金額に類する予定価格から算出するものであり、同業務委託の入札における設計金額及び設計金額に類する予定価格の事前公開と事後公開の効力が同じであれば、最低制限価格の事前公開と事後公開の効力も同じである。

エ 従って、一般家庭ごみ収集運搬業務委託の入札において最低制限価格を事後公開した場合は、国からの通知や新聞報道にあるような最低制限価格と同額での入札による抽選落札を増加させる弊害が生じ、適切な積算を行わず入札を行った適格性を欠く業者に受注させてしまう可能性があり、結果として当該業務の品質及び履行の確保に支障が生じることが想定される。よって、最低制限価格の開示も条例第7条第6号イに規定する「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」の不開示情報に該当することから不開示は妥当である。

オ 一般的に入札における落札額と最低制限価格に抵触した応札額が僅差の場合、例え最低制限価格を公開していない場合であっても、最低制限価格に抵触した応札額が公開されれば、最低制限価格を容易に類推することができる。従って一般家庭ごみ収集運搬業務委託において最低制限価格に抵触した応札額の不開示は妥当である。

なお、異議申立人が「失格した者の入札金額については、当該入札者は認知しているため、市のみが所有する機密には当たらない。」と主張していることについて、確かに当該入札者は自身の応札額を知っているのは当然だが、当事者が当然知っているということと、何人が請求しても同一の情報が開示されることとなる情報公開制度上開示されるべきなのかということとは、全く別問題である。

(6) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、税を原資とする公共事業については、適正な支出が求められるのは当然であり、その根拠となる適切な積算が行われているかを確認する必要がある、そのためには開示請求対象文書において不開示となっている情報についても、開示されなければならない旨の主張をしている。

イ 確かに条例第1条に条例の目的として「・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする」と規定されている。

ウ しかしながら、異議申立人の意見書や意見陳述時の質疑応答においては、不開示項目を開示することにより、公正で開かれた行政の推進、すなわちより一層公平な入札が行われるという

根拠を認め難く、条例の目的と照らしてもなお、本案件の不開示項目が条例第7条各号に規定する不開示情報に該当すると判断したものである。

4 結論

上記の理由により、審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、審査委員会第1部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 査 の 経 過

	審 査 経 過
平成24年12月17日	・ 諮問書(諮問第27号)を受理
平成25年6月26日	・ 審査委員会第1部会に付託
平成25年8月20日	・ 審議
平成25年10月11日	・ 審議
平成26年1月10日	・ 審議
平成26年3月10日	・ 答申

審査委員会第1部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
村上 武則	近畿大学法科大学院教授	部会長
津久井 進	弁護士 (芦屋西宮市民法律事務所)	
坂井 希千与	弁護士 (春名・田中法律事務所)	
黒坂 則子	同志社大学法学部准教授	